

札幌市告示第 5345 号

令和 3 年度地域まちづくり人材育成事業に係る公募型企画競争の実施について、下記のとおり告示する。

令和 3 年 (2021 年) 9 月 6 日

札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
札幌市市民文化局市民自治推進室市民活動促進担当課
TEL 011-211-2964 FAX 011-218-5156

2 契約に関する事項

(1) 業務名

令和 3 年度地域まちづくり人材育成事業

(2) 業務内容

札幌市市民まちづくり活動促進条例第 7 条第 1 項に基づき、「市民まちづくり活動」の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定された、札幌市市民まちづくり活動促進基本計画（以下「基本計画」という。）の第 3 期基本目標 2 に掲げる「運営体制強化」を実現するため、まちづくり活動団体において複雑・多様化する課題に対応できる人材の育成を行う。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和 4 年 3 月 31 日まで

(4) 契約に至るまでの流れ

- ア 企画競争参加者の募集及び企画提案書の受付
- イ 提案内容について企画競争実施委員会で審査
- ウ イの審査で、最も優れた企画提案者を契約候補者として選定
- エ ウの契約候補者と所定の手続を経て、委託契約を締結する

なお、企画競争の応募方法及び提出書類の詳細については、令和 3 年度地域まちづくり人材育成事業提案説明書による。

3 参加資格

次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 30～令和 3 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）（以下「名簿」

という。)に登録されていること。なお、名簿に登録されていない者については、別途指定する書類を提出すること。これを基に市民文化局市民自治推進室において、名簿登録に係る資格要件と同等の審査を行った上で参加資格を判断する。

- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始決定後の者は除く。)等経営状況が著しく不健全でないこと。
- (4) 同一の企画競争において、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。
- (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領(平成14年4月26日付財政局理事決裁)に基づく参加停止措置を受けていないこと。
- (6) 札幌市内に本店又は支店等を有していること。
- (7) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年2月26日条例第6号)第2条第1号に規定する暴力団その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。
- (8) その他札幌市契約規則及び札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領の規定に基づく入札参加者の不適格要件に該当しないこと。

4 企画提案書提出要領の交付方法

令和3年9月6日から札幌市公式ホームページに公開する。